

## 議案第224号

### 指定管理者の指定について

さいたま市立三室放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(別紙)

| 所在地                   | 名称                |
|-----------------------|-------------------|
| さいたま市緑区松木1丁目4番地11     | さいたま市立三室放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区大字中尾40番地1      | さいたま市立中尾放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区原山1丁目22番20号    | さいたま市立原山放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区東浦和6丁目13番地15   | さいたま市立大牧放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区大字大門1361番地13   | さいたま市立大門放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区道祖土1丁目1番1号     | さいたま市立道祖土放課後児童クラブ |
| さいたま市岩槻区大字岩槻6619番地    | さいたま市立城北放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区仲町1丁目17番3号    | さいたま市立太田放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区西原4番97号       | さいたま市立西原放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区大字南下新井1191番地1 | さいたま市立城南放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区本町5丁目6番45号    | さいたま市立岩槻放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区大字慈恩寺259番地    | さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ |
| さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番1号     | さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ |
| さいたま市岩槻区大字黒谷1353番地    | さいたま市立和土放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区大字徳力136番地4    | さいたま市立徳力放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区大字柏崎762番地     | さいたま市立柏崎放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区上里2丁目2番地      | さいたま市立上里放課後児童クラブ  |
| さいたま市緑区大字上野田16番地      | さいたま市立野田放課後児童クラブ  |
| さいたま市岩槻区本町1丁目11番11号   | さいたま市立岩槻児童センター    |
| さいたま市緑区大字大間木472番地     | さいたま市立尾間木児童センター   |